主 文

原判決を破毀する。

本件を広島高等裁判所に差戻す。

理 由

弁護人藤井万吉の上告趣旨は末尾添附別紙記載のとおりであつて、刑訴第四〇五 条所定の上告理由に該当しない。(所論(第三)1、一は判例違反をいうが所論掲 記の判例は本件に適切でない。)しかし原審の認定した処によると被告人は選挙権 者A、同B、C、Dの四名に特別投票用紙等を直接郵送させたのであるから、自己 に領得する意思が無かつたことは明である。右四名に領得させたのであるが同人等 がもし自身投票場へ行つて投票をすることが出来ない病人であり、右投票用紙を受 取る権利のある者である(この事実は原審挙示の証拠により大体認め得る様に思わ れる)なら、たとえ、被告人が前記投票用紙等を郵送させた手段に欺罔行為があつ たとしても、それだけでは詐欺罪は成立しないであろうし、又被告人が前記四人に 右の権利ありと信じて居たならば詐欺の犯意はないわけである。されば原審が此点 について審理をしないで、ただ、被告人が何等予め当該選挙人の承認を得たもので ないことを十分知つていながら、勝手に選挙人の名義を用いて、本人よりの請求の 如く装い、特別投票用紙等の請求手続をしたことが認め得られるという一事をもつ て、被告人に詐欺の犯意を認定し得るとして、有罪の第一審判決を維持したのは被 告人の行為が罪となるや否やを決すべき重要な事項について審理を尽さずしてたや すく有罪の判決をした理由不備の違法あり、原判決は刑訴四一一条により破毀を免 れないものである。

よつて同第四一三条本文に従い裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。 検察官 宮崎三郎が本件公判に出席した。

昭和三〇年四月五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善	太郎